

○旭川工業高等専門学校物品高価購入防止対策協議会規則

(昭和56.3.1 達第2号)

改正 平成16.4.1 達第43号 平成19.3.13 達第58号

旭川工業高等専門学校物品高価購入防止対策協議会規則

(設置)

第1条 物品等の不当な売り込みに対する防止策として、組織で対応するため、物品高価購入防止対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事務部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課課長補佐（財務担当）
- (4) 財務係長
- (5) 契約係長

(任務)

第3条 協議会は、押売りがあった場合の処理方針の決定とその指導を行うため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 押売り等があった場合の関係者からの報告の受理
- (2) 警察当局への被害届提出の指示
- (3) 警察当局及び近隣官署への情報提供の指示
- (4) 押売り拒否により、教職員に暴行等の被害のおそれがある場合は、警察に対する身辺保護の依頼
- (5) 押売り防止のための警察当局との連絡情報の入手
- (6) 独立行政法人国立高等専門学校機構本部への報告
- (7) 対応要領の作成
- (8) その他押売り防止に係る必要な措置

(会議)

第4条 事務部長は、必要に応じ協議会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務に関することは、総務課財務係において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年3月2日から施行する。

附 則（平成16.4.1 達第43号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19.3.13 達第58号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。